

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
39②	博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	文部科学省	1～3
24	自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し	国土交通省	4～8
49②	都道府県経由事務の見直し(建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類)	国土交通省	9～13
35	市民農園を開設できる者の要件の緩和	農林水産省	14～19
26	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	国土交通省	20～21
25	道路占用許可に係る基準の弾力化	国土交通省	22～25
46	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等 の見直し	国土交通省	別紙
44	地方公共団体が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	国土交通省	26～29



構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会（第39回）

平成29年8月9日（水）

平成27年度評価意見に基づく確認事項等について

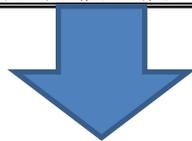
平成27年度評価意見において、「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834(835)）」についてご指摘のあった確認事項について、次のとおり報告します。

特例措置番号834(835)に関する平成27年度評価意見（抜粋）

⑦今後の対応方針

（前略）

関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認するとともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。



**3. 全国展開の可能性について**

構造改革特別区域法第29条第2項に定める規則の整備等を含む特区計画が完全実施されることが必要。

なお、全国展開について検討したところ、遠野市において、①本特例措置の活用により、社会・経済的効果（施設利用者数の増加等）が発現しているか、②本特例措置の活用にあたっての要件・手続き上の課題（教育活動における支障、安全管理上の課題等）を克服できているか、③関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題が生じていないかといった点が確認され、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになった場合は、全国展開が可能となりうる。